ハ　企業年金監査官八人（うち二人は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）

二　（略）

２～４　（略）

（麻薬取締部に置く課等）

第七百二十八条　（略）

２　前項に掲げる課のほか、次の各号に掲げる地方厚生局の区分に応じ、当該各号に定めるものを置く。

一～四　（略）

五　近畿厚生局及び九州厚生局　情報官二人

（削る）

（削る）

（削る）

第七百三十四条の六～第七百三十四条の九　（略）

（鑑定官、ＤＮＡ型鑑定官及び主任ＤＮＡ型鑑定官）

第七百三十五条　関東信越厚生局の鑑定課に鑑定官二人、ＤＮＡ型鑑定官一人及び主任ＤＮＡ型鑑定官一人を、近畿厚生局及び九州厚生局の鑑定課にそれぞれ鑑定官一人を置く。

２～４　（略）

（施設等機関の職）

第八百一条　第一章第二節の施設等機関について、第一章第二節の規定に基づく職のほか、各施設等機関に第一章第二節に基づき設置される組織にその長を置き、その長には、それぞれ当該組織上の名称を附するものとする。ただし、次に掲げる組織の長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

小樽検疫所総務課

（削る）

新潟検疫所総務課

那覇検疫所総務課

国立療養所多磨全生園人事部

国立ハンセン病療養所に置く看護師養成所

国立障害者リハビリテーションセンター企画・情報部高次脳機能障害情報・支援センター

国立障害者リハビリテーションセンター企画・情報部発達障害情報・支援センター

国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局国立福祉型障害児入所施設

国立障害者リハビリテーションセンター研究所脳機能系障害研究部

国立障害者リハビリテーションセンター研究所義肢装具技術研究部

国立障害者リハビリテーションセンター学院

附　則

１～５　（略）

（削る）

ハ　企業年金監査官八人

二　（略）

２～４　（略）

（麻薬取締部に置く課等）

第七百二十八条　（略）

２　前項に掲げる課のほか、次の各号に掲げる地方厚生局の区分に応じ、当該各号に定めるものを置く。

一～四　（略）

五　近畿厚生局　次に掲げるもの

イ　情報官二人

ロ　再乱用防止対策官一人

六　九州厚生局　情報官二人

（再乱用防止対策官の職務）

第七百三十四条の六　再乱用防止対策官は、命を受けて、麻薬及び向精神薬取締法第五十四条第五項に規定する罪（薬物使用に係るものに限る。）を犯した者の再犯の防止に関する事務を行う。

第七百三十四条の七～第七百三十四条の十　（略）

（鑑定官、ＤＮＡ型鑑定官及び主任ＤＮＡ型鑑定官）

第七百三十五条　関東信越厚生局の鑑定課に鑑定官一人、ＤＮＡ型鑑定官一人及び主任ＤＮＡ型鑑定官一人を、近畿厚生局及び九州厚生局の鑑定課にそれぞれ鑑定官一人を置く。

２～４　（略）

（施設等機関の職）

第八百一条　第一章第二節の施設等機関について、第一章第二節の規定に基づく職のほか、各施設等機関に第一章第二節に基づき設置される組織にその長を置き、その長には、それぞれ当該組織上の名称を附するものとする。ただし、次に掲げる組織の長は、関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。

小樽検疫所総務課

仙台検疫所総務課

新潟検疫所総務課

那覇検疫所総務課

国立療養所多磨全生園人事部

国立ハンセン病療養所に置く看護師養成所

国立障害者リハビリテーションセンター企画・情報部高次脳機能障害情報・支援センター

国立障害者リハビリテーションセンター企画・情報部発達障害情報・支援センター

国立障害者リハビリテーションセンター自立支援局国立福祉型障害児入所施設

国立障害者リハビリテーションセンター研究所脳機能系障害研究部

国立障害者リハビリテーションセンター研究所義肢装具技術研究部

国立障害者リハビリテーションセンター学院

附　則

１～５　（略）

（薬事監視専門官の設置期間の特例）

６　第七百二十四条の関東信越厚生局の薬事監視専門官のうち一人は、令和六年三月三十一日まで置かれるものとする。